

電子入札範囲の拡大

区分	H17(2005) 年度	H18(2006) 年度	H19(2007) 年度	H20(2008) 年度
建設工事	契約部が所管する 5,000 万円以上の案件			
		契約部が所管する 250 万円超 5,000 万円未満の案件		
			区役所が所管する 250 万円超 5,000 万円未満の案件	
物品購入・ 製造の請負	契約部が所管する 160 万円(*1)を超える案件			
		契約部が所管する 100 万円超 160 万円(*1)以下の案件		
			契約部が所管する 50 万円超 100 万円以下の案件	
			契約部が所管する 10 万円以上 50 万円以下の案件	
				契約部が所管する 10 万円未満の案件
			区役所等が所管する案件	
建設コンサル タント業務等		本庁の課が所管する 100 万円を超える案件		
			区役所が所管する 100 万円を超える案件	
役務の提供			年間を通じて行う 100 万円を超える施設維持管理業務	
			年間を通じて行う 100 万円を超えるその他の役務	
				100 万円を超えるその他業務(単発業務)
リース			本庁の課が所管する 80 万円を超える案件	
				区役所等が所管する 80 万円を超える案件

* 1 製造の請負の場合は、「160 万円」が「250 万円」となります。

* 2 建設コンサル業務等とは、工事等に関する設計、監理、調査などの業務です。

* 3 区役所等とは、区役所及び本庁の出先機関等です。

* 4 実施状況により、上記内容を変更することがあります。

建設工事

- 区役所では、平成 19 年度から実施(半年間は電子・紙入札の併用で実施)します。

物品購入・製造の請負

- 平成 19 年 1 月からは 50 万円超 100 万円以下の案件について、平成 19 年度からは 10 万円以上 50 万円以下の案件について、それぞれ電子入札限定で実施します。
- 10 万円未満の案件については、平成 19 年度後半から、電子入札限定で実施します。

建設コンサルタント業務等

- 区役所では、平成 19 年度から電子入札限定で実施します。

役務の提供

- 年間を通じて行う業務のうち、施設維持管理業務(建築物清掃、常駐警備、冷暖房設備等の運転管理(常駐)など)については平成 19 年 1 月から、その他の役務については平成 19 年度から、それぞれ全庁一斉に実施(1 年間程度は電子・紙入札の併用で実施)します。

リース

- 本庁分について、平成 19 年度(1 年間は電子・紙入札の併用で実施)から実施します。